

関東地方の大学に進学して同地方に居住していた申立人二男（原発事故当時23歳）について、大学に進学する以前の約19年間、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）内の実家に居住し、大学進学後も長期休暇等の際は実家に帰省していたこと、平成24年3月に大学を卒業した後、関東地方で就職したが、平成25年12月に転職して実家に戻り、約9年間、実家に居住していたこと等を考慮し、実家の所在地を基準とする生活基盤変容慰謝料50万円（中間指針第五次追補の定める目安額）の賠償を認めるとともに、平成23年3月から平成24年3月まで月額3万円の日常生活阻害慰謝料の賠償を認めた事例。

和解契約書（一部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）において、申立人X1、同X2及び同X3（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、令和5年9月6日付けの被申立人答弁書記載の、申立人らと被申立人との間に争いがない別紙一覧表記載の損害項目について、一部和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項所定の損害項目に対する和解金として、別紙一覧表の「一部和解金額」欄記載の合計金150万円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第5 継続協議

申立人ら及び被申立人は、本件に係る損害賠償金額を確定させるように引き続き本和解仲介手続きにおける協議を続行する。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和5年11月30日

（仲介委員 市川 太）

共通（自主的避難等対象区域以外）

（別紙）

申立人X 1 様について 令和〇年（東）第〇号事件					
損害項目		期間	一部和解金額	備考	
検査費用（人）					
避難費用					
一時立入費用					
帰宅費用					
生命・身体的損害					
精神的損害	日常生活阻害慰謝料				
	日常生活阻害慰謝料 （第五次追補第2の2）				
	増額事由 （第五次追補第2の4）	①要介護			
		②身体又は精神の障害			
		③上記①又は②者の介護			
		④乳幼児の世話			
		⑤妊娠中			
		⑥重度または中等度の持病			
		⑦上記⑥の者の介護			
		⑧家族の別離、二重生活等			
		⑨避難所の移動回数多数			
	⑩その他				
	過酷避難状況による精神的損害 （第五次追補第2の1）				
	生活基盤喪失・変容による精神的損害 （第五次追補第2の2）		—	500,000 円	中間指針第五次追補で示された金額 ・生活基盤変容：50 万円
	生活基盤変容に準じる精神的損害 （第五次追補第2の2）				
	健康不安に基礎を置く精神的損害 （第五次追補第2の3）				
自主的避難等に係る損害 （子供・妊婦）					
自主的避難等に係る損害 （子供・妊婦以外） （第五次追補第3）					
就労不能損害					
営業損害					

検査費用（物）			
不動産の財物損害			
家財の財物損害			
その他			
	一部和解 合計額	500,000 円	

支払額		500,000 円
-----	--	-----------

共通（自主的避難等対象区域以外）

（別紙）

申立人X 2 様について 令和〇年（東）第〇号事件					
損害項目		期間	一部和解金額	備考	
検査費用（人）					
避難費用					
一時立入費用					
帰宅費用					
生命・身体的損害					
精神的損害	日常生活阻害慰謝料				
	日常生活阻害慰謝料 （第五次追補第2の2）				
	増額事由 （第五次追補第2の4）	①要介護			
		②身体又は精神の障害			
		③上記①又は②者の介護			
		④乳幼児の世話			
		⑤妊娠中			
		⑥重度または中等度の持病			
		⑦上記⑥の者の介護			
		⑧家族の別離、二重生活等			
		⑨避難所の移動回数多数			
	⑩その他				
	過酷避難状況による精神的損害 （第五次追補第2の1）				
	生活基盤喪失・変容による精神的損害 （第五次追補第2の2）		—	500,000 円	中間指針第五次追補で示された金額 ・生活基盤変容：50 万円
	生活基盤変容に準じる精神的損害 （第五次追補第2の2）				
	健康不安に基礎を置く精神的損害 （第五次追補第2の3）				
自主的避難等に係る損害 （子供・妊婦）					
自主的避難等に係る損害 （子供・妊婦以外） （第五次追補第3）					
就労不能損害					
営業損害					

検査費用（物）			
不動産の財物損害			
家財の財物損害			
その他			
	一部和解 合計額	500,000 円	

支払額		500,000 円
-----	--	-----------

共通（自主的避難等対象区域以外）

（別紙）

申立人X 3 様について 令和〇年（東）第〇号事件					
損害項目		期間	一部和解金額	備考	
検査費用（人）					
避難費用					
一時立入費用					
帰宅費用					
生命・身体的損害					
精神的損害	日常生活阻害慰謝料				
	日常生活阻害慰謝料 （第五次追補第2の2）				
	増額事由 （第五次追補第2の4）	①要介護			
		②身体又は精神の障害			
		③上記①又は②者の介護			
		④乳幼児の世話			
		⑤妊娠中			
		⑥重度または中等度の持病			
		⑦上記⑥の者の介護			
		⑧家族の別離、二重生活等			
		⑨避難所の移動回数多数			
		⑩その他			
	過酷避難状況による精神的損害 （第五次追補第2の1）				
	生活基盤喪失・変容による精神的損害 （第五次追補第2の2）		—	500,000 円	中間指針第五次追補で示された金額 ・生活基盤変容：50 万円
	生活基盤変容に準じる精神的損害 （第五次追補第2の2）				
	健康不安に基礎を置く精神的損害 （第五次追補第2の3）				
	自主的避難等に係る損害 （子供・妊婦）				
自主的避難等に係る損害 （子供・妊婦以外） （第五次追補第3）					
就労不能損害					
営業損害					

検査費用（物）			
不動産の財物損害			
家財の財物損害			
その他			
	一部和解 合計額	500,000 円	

支払額		500,000 円
-----	--	-----------

関東地方の大学に進学して同地方に居住していた申立人二男（原発事故当時23歳）について、大学に進学する以前の約19年間、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）内の実家に居住し、大学進学後も長期休暇等の際は実家に帰省していたこと、平成24年3月に大学を卒業した後、関東地方で就職したが、平成25年12月に転職して実家に戻り、約9年間、実家に居住していたこと等を考慮し、実家の所在地を基準とする生活基盤変容慰謝料50万円（中間指針第五次追補の定める目安額）の賠償を認めるとともに、平成23年3月から平成24年3月まで月額3万円の日常生活阻害慰謝料の賠償を認めた事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X4及び同X3（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目（別紙記載の対象期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

2 和解金額

被申立人は、前項の損害項目（同項記載の期間に限る。）に対する和解金として、申立人らに対し、金89万円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- （1）本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- （2）本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和6年7月25日

(仲介委員 市川 太)

令和〇年(東)第〇号 申立人 X1 外 3 名				
損害項目		申立人	対象期間	金額
精神的 損害	日常生活阻害慰謝料	X4	H23.3.11～H24.3.31	390,000 円
	生活基盤変容による精神的損害 (中間指針第五次追補 第 2 の 2)	X1		500,000 円
		X2		500,000 円
		X4		500,000 円
		X3		500,000 円
既払金 (R5.11.30 付け和解契約書(一部))				-1,500,000 円
合 計				890,000 円